

令和 2 年度

第 10 回庄原市農業委員会総会 会議録

日時 令和 2 年 12 月 4 日（金） 午後 1 時 30 分～午後 2 時 39 分

場所 庄原市保健センター

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 2 号 農用地利用集積計画(12 月 25 日公告)の決定

及び農用地利用配分計画原案の承認について

議案第 3 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 5 号 非農地証明申請について

議案第 6 号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の決定について

議案第 7 号 会長専決処分(職員の異動)の承認について

備考

庄原市農業委員会

各委員の出欠状況

席番	氏名	出席	欠席	席番	氏名	出席	欠席
1	入田 正義		○	13	明賀 美伸	○	
2	植木 登夫	○		14	藤原 富雄	○	
3	原田 實夫	○		15	柳生 卓三	○	
4	堀江 唯雄	○		16	高坂 勝博	○	
5	木村 英宗	○		17	金本 篤子	○	
6	三吉 和宏	○		18	前田 憲二	○	
7	増谷 克則	○		19	道下 和子	○	
8	財間 敏行	○		20	島津 秀樹	○	
9	森兼 貢	○		21	天根 公昭	○	
10	前田 耕廣	○		22	青才 弘江	○	
11	宮崎 讓	○		23	松長 百合子	○	
12	竹森 達	○		24	名越 光紀	○	

農地利用最適化推進委員の出席状況

事務局出欠状況

役職	氏名	出席	欠席	役職	氏名	出席	欠席
(本庁)				(口和出張所)			
事務局長	黒木 和彦		○	出張所長	麻尾 浩祥		○
係長	原田 淳司	○		主任	小田 正儀	○	
主任	森戸 活美	○		(高野出張所)			
主事	辻田 成美	○		出張所長	石原 豊年		○
(西城出張所)				主任	藤原 直人	○	
出張所長	山口 博昭		○	(比和出張所)			
主任主事	宗信 彰吾	○		出張所長	小田 雅平		○
				主任	桑原 惣	○	
(東城主張所)				(総領出張所)			
出張所長	中島 智治		○	出張所長	清水 勇人	○	
主事	宮永 竣介	○		主任主事	角脇 健太		○

農地係長	ただ今より令和2年度第10回庄原市農業委員会総会を開催いたします。(午後1時30分) 本日は1番入田委員から欠席の届け出がありましたので、ご報告いたします。 また、事務局長が他の業務で欠席させていただきますので、ご了承ください。
農地係長	それでは、道下会長より開会のご挨拶をいただき、引き続き会議規則第6条の規定により、会長に議長を務めていただきます。
議長	それでは、会議を開会いたします。 ただ今の出席委員は23名です。よって、本総会は成立していることをご報告いたします。
議長	続きまして本日の議事録署名者を指名させていただきます。12番竹森委員さん、13番明賀委員さん、よろしくお願いいたします。
議長	それではまず、第1号議案に入る前に議案送付後に内示があった議案第7号「会長専決処分(職員の異動)について」を上程いたします。 事務局からの説明をお願いします。
農地係長	12月1日付けで総領出張所長が日野原出張所長から清水出張所長に異動がありました。 ご報告させていただきます。
議長	職員の異動について何かご質疑等ございますか。 (なしという声)
議長	それでは「会長専決処分について」承認することに賛成の委員の挙手をお願いします。 挙手全員、決定されました。
農地係長	それでは、清水出張所長から一言、ご挨拶をお願いいたします。
総領出張所長	(挨拶)
農地係長	清水出張所長は次の業務がありますので、退席されます。 (総領出張所長退席)
議長	続きまして、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたしま

<p>事務局員 (本庁)</p>	<p>す。 受付番号 34 から 45 の 12 件について事務局からの説明をお願いします。 (議案説明資料にて、権利を設定、または移転しようとする事由、権利を取得しようとする者の世帯員の農業従事状況並びに農機具等の保有状況を説明 以下 略)</p>
<p>議長</p>	<p>以上で説明が終わりました。 何かご意見・ご質疑等ございますか。 (なしという声)</p>
<p>10 番 前田耕廣委員</p>	<p>受付番号 40 について、生前贈与になっているが、譲渡人がご逝去されたと聞いたが、議案に挙げていいのか。</p>
<p>議長</p>	<p>現地調査に行った森兼委員さん、何か付け加えや知っていることはありませんか。</p>
<p>9 番森兼委員</p>	<p>現地確認は亡くなられる前に終わり、譲渡人は 11 月末に亡くなられたと聞いている。</p>
<p>6 番三吉委員</p>	<p>事務局へ連絡がなかった様だが、今日分かったので事務的に処理すればよいのではないか。相続の案件について 3 条許可を出すのはよくないので取り扱いを確認すべきだと思う。</p>
<p>事務局員 (本庁)</p>	<p>受付番号 40 については、11 月 9 日付けで受付し、筆が全てではなかったということで 11 月 24 日に追加で申請をされました。 事務局といたしましては議案発送後でしたが、同一案件であり、一緒に審議していただいた方がいいかと思い、議案訂正をした状況です。 こちらの案件については、譲渡人が亡くなられたのか事実確認を行い、譲受人が子であり相続の案件になる可能性があるため、今後の取り扱いを申請者に確認させていただきたいと思えます。</p>
<p>議長</p>	<p>受付番号 40 は審議せず、保留にしたいと思えます。 よろしいでしょうか。 (はいという声)</p>
<p>議長</p>	<p>他にございませんか。</p>

16 番高坂委員	受付番号 43 と 44 について、譲受人が同じ人で譲受人契約後予定耕作面積も同じになっているが、間違いではないのか。
事務局員 (高野出張所)	受付番号 43 については、譲受人と譲渡人の中で利用権設定を結び譲受人が耕作されているので、結果として面積が同じで受付番号 44 と変わらないということになっています。
議長	他にございませんか。 (なしという声)
議長	それでは、ないようですので採決に移らせていただきます。 「農地法第 3 条の規定による許可申請について」受付番号 40 を除いた受付番号 34 から 45 の 11 件を一括で採決したいと思います。これにご異議はございませんか。 (なしという声)
議長	それでは、受付番号 40 を除いた受付番号 34 から 45 の 11 件について申請の通り許可することに賛成の委員の挙手を求めます。 挙手全員、決定されました。
議長	続きまして、議案第 2 号「農用地利用集積計画(12 月 25 日公告)の決定について」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。
事務局員 (本庁)	(説明 以下 概略) 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づく農用地利用集積計画書の令和 2 年 11 月期の申し込み分については、別冊「令和 2 年 12 月 25 日公告 利用権設定内訳」のとおりです。 今回は利用権設定の一般分が合計 12 件の契約面積 56,392 m ² 、農地中間管理事業分の 12 月 26 日開始分が合計 5 件の契約面積 1,0434 m ² 、12 月 28 日開始分が 1 件の契約面積 6581 m ² となっております。 (内訳を読み上げる。以下略) 以上の農用地利用集積計画はこの農業委員会の承認後、本市農業振興課での公告・縦覧を経て正式に契約成立となります。
議長	何かご質疑・ご意見等がございますか。

	(なしという声)
議長	<p>それでは、ないようですので採決に移らせていただきます。</p> <p>「農用地利用集積計画の決定について」提案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>挙手全員、決定されました。</p>
議長	<p>続きまして、議案送付後に農用地利用集積計画に関連する、「農用地利用配分計画原案の承認について」市より意見を求められていますので、これを上程いたします。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
事務局員 (本庁)	<p>(説明 以下 概略)</p> <p>農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条により、本市農業振興課から本市農業委員会に対して計画原案への意見を求められております。</p> <p>内容につきましては、先ほどご承認いただきました利用権設定農地中間管理事業分の農地 6 件に関わる農地となっています。</p> <p>(資料の配分計画の明細を読み上げる)</p> <p>以上の配分計画原案はこの農業委員会の承認後、広島県知事が認可し公示されます。</p>
議長	<p>以上で説明が終わりました。</p> <p>何か、ご質疑・ご意見等ありますでしょうか。</p>
6 番三吉委員	<p>農地中間管理事業を通すときに使用貸借権による集積方法はあるのか。</p>
事務局員 (本庁)	<p>これまでも使用貸借で農地中間管理事業を活用する事案がありましたので、問題はないと思います。</p>
議長	<p>他にございますか。</p> <p>(なしという声)</p>
議長	<p>ないようですので、採決に移ります。提案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>挙手全員、決定されました。</p>
議長	<p>続きまして、議案第 3 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を上程いたしま</p>

<p>事務局員 (西城出張所)</p>	<p>す。 取下げのあった受付番号 11 を除く 9・10 の 2 件について事務局からの説明をお願いします。</p> <p>(説明 以下 概要) 受付番号 9 位置等：説明資料の 5・6 ページに記載 転用事由：牛舎、資材置き場 資金計画：全額自己資金 他 法 令：特になし 周辺影響：影響ないと確認 除外手続：用途区分の変更済み</p>
<p>事務局員 (東城出張所)</p>	<p>受付番号 10 位置等：説明資料の 7・8 ページに記載 転用事由：営農型太陽光発電設備 他 法 令：特になし 周辺影響：影響ないと確認 その他：営農型太陽光の更新を求める申請 3 年間の営農計画書、えごま生産組合から営農に支障のない旨の意見書添付あり</p>
<p>議長</p>	<p>ここで、ご質疑・ご意見を受け付けます。何かございますか。</p>
<p>議長</p>	<p>受付番号 9 について、資料に載っている牛舎の図が分かりにくいので、補足してほしい。</p>
<p>事務局員 (西城出張所)</p>	<p>提出いただいた設計図には、牛が 10 頭入る牛舎になっています。作業スペースも含まれており、合計 200 m²の牛舎を建築する予定です。</p>
<p>議長</p>	<p>他にご質問等はございませんか。</p> <p>(なしという声)</p>
<p>議長</p>	<p>ないようですので採決に移らせていただきます。 「農地法第 4 条の規定による許可申請について」受付番号 9・10 の 2 件について一括で採決したいと思います。これにご異議はございませんか。</p>

議長	<p>(なしという声)</p> <p>それでは、受付番号 9・10 について、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>挙手全員、決定されました。</p>
議長	<p>続きまして、議案第 4 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を上程いたします。</p> <p>受付番号 41 について事務局からの説明をお願いします。</p>
事務局員 (東城出張所)	<p>(説明 以下 概要)</p> <p>受付番号 41</p> <p>位置等：説明資料の 7・9 ページに記載</p> <p>転用事由：一般住宅</p> <p>資金計画：全額借入資金</p> <p>他法令：特になし</p> <p>周辺影響：影響ないと確認</p> <p>除外手続：区域外</p>
議長	<p>以上で説明が終わりました。何かご質疑・ご意見等がございますか。</p> <p>(なしという声)</p>
議長	<p>ないようですので採決に移らせていただきます。</p> <p>受付番号 41 について申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>挙手全員、決定されました。</p>
議長	<p>続きまして、議案第 5 号「非農地証明申請について」を上程いたします。受付番号 27 から 33 の 7 件について、事務局からの説明をお願いします。</p>
事務局員 (本庁)	<p>(説明 以下 概略)</p> <p>受付番号 27</p> <p>位置等：説明資料 10・11 ページに記載</p> <p>潰廃事由：昭和 55 年頃から労働力不足で耕作を放棄し、現在原野となっている。</p> <p>現地確認：申請地は、南から西にかけては、山肌に沿ったなだらかな牧草地であるが、背丈ほどの笹が密集し、低木もあり農地として復旧するのは困難で非農地と確認。</p>

<p>事務局員 (西城出張所)</p>	<p>受付番号 28 位置等：説明資料 10・12 ページに記載 潰廃事由：耕作不便な土地で、申請者は遠方に居住しており、維持管理が 10 年以上にわたりできず放置、現在、低木、笹等の繁茂する状態となっている。 現地確認：申請地は、低木、竹、笹などが繁茂し、農地として復旧するのは困難で非農地と確認。</p> <p>受付番号 29 位置等：説明資料 5・13 ページに記載 潰廃事由：平成 7 年頃の道路拡張に伴い、残地に農家住宅を建築したため。 現地確認：申請地は宅地と一体となっており、農地として復旧するのは困難で非農地と確認。 その他：顛末書の添付あり</p> <p>受付番号 30 位置等：説明資料 5・14 ページに記載 潰廃事由：平成 6 年頃より道路拡張のため、家を建て替えた。 現地確認：申請地には宅地が建っており、農地として復旧するのは困難で非農地と確認。 その他：顛末書の添付あり</p>
<p>事務局員 (東城出張所)</p>	<p>受付番号 31 位置等：説明資料 7・15 ページに記載 潰廃事由：申請者の父が昭和 16 年に原野外墓地として家屋敷と共に購入したが、その後も畑としての利用はなく、現在はバラスを敷いて草が生えないようにしている。 現地確認：申請地はバラスが敷いてあり、農地として復旧するのは困難で非農地と確認。 その他：顛末書の添付あり</p> <p>受付番号 32 位置等：説明資料 7・15 ページに記載 潰廃事由：申請地は昔消防署の建物があり、消防署の敷地として利用されていたが、建物を取り壊された後も耕作しておらず、バラスを敷いて草が生えないようにしている。 現地確認：申請地はバラスが敷いてあり、農地として復旧するのは困難で非農地と確認。 その他：顛末書の添付あり</p>

<p>事務局員 (比和出張所)</p>	<p>受付番号 33 位置等：説明資料 16・17 ページに記載 潰廃事由：平成 10 年頃荒廃し、原野化した。 現地確認：申請地は、原野化しており、農地として復旧するのは困難で非農地と確認。</p>
<p>議長</p>	<p>以上で説明が終わりました。 皆様の方から何かご質疑・ご意見等がございますか。</p> <p>(なしという声)</p>
<p>議長</p>	<p>ないようですので採決に移らせていただきます。 「非農地証明申請について」受付番号 27 から 33 の 7 件について一括で採決したいと思いますが、これにご異議はございませんか。</p> <p>(なしという声)</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、受付番号 27 から 33 の 7 件について申請の通り証明することに賛成の委員の挙手を求めます。 挙手全員、決定されました。</p>
<p>議長</p>	<p>続きまして、議案第 6 号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針の決定について」を上程いたします。 事務局からの説明をお願いします。</p>
<p>農地係長</p>	<p>推進委員に対しても意見を聞きまして、反対意見はなく、先月の総会時に「その他」の中で説明したものから変更はありません。 遊休農地率 0.2%未滿の維持、担い手への農地利用集積率 41.07%、新規就農者 4 人、新規参入企業等 1 経営体、を三年間の指針として掲げて活動していきたいと思います。</p>
<p>議長</p>	<p>以上で説明が終わりました。 何かご意見等ございますか。</p>
<p>5 番木村委員</p>	<p>資料 2 ページの(2)ウの非農地判断について、実際は農地の区分によって非農地判断ができるかどうか農業委員が決めていると思うが、現況に応じて速やかに非農地判断できるのか。</p>

農地係長	<p>特に1種農地の非農地判断につきましては、今役員会でも今後どのようにしていくか検討を重ねているところでございます。</p> <p>ただ、今のままの状況でもいけない中でマニュアルのようなものを作って判断していければと考えております。</p>
議長	<p>このことについてどなたかご意見はございませんか。</p>
5 番木村委員	<p>役員会の中で検討されているという話だが、他の市町村はどうかとは言わずに庄原市自ら方向を決めていけたらいいと思う。</p>
議長	<p>今後の役員会において、木村委員さんの意見も参考に検討を重ねていきます。</p> <p>「速やかに非農地判断を行い」の表現はこの後の役員会でもう一度審議したいと思います。</p> <p>他にご意見はございますか。</p>
議長	<p>(なしという声)</p>
議長	<p>先ほどのご意見がありましたので、この議案はもう一度審議いたします。</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>(はいという声)</p>
議長	<p>以上をもちまして本日上程いたしました議案の審議をすべて終了いたします。</p> <p>会長報告は特にありませんので、引き続き「その他」について事務局からお願いします。</p>
農地係長	<p>(農地係長が、その他事項について資料にて説明)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度農業委員・農地利用最適化推進委員ブロック研修会 ・第9回役員会の内容 ・今後の日程 ・配布物 ・庄原地域のブロック会議 <p>について報告を行った。</p>
議長	<p>皆様の方から何かございますか。</p> <p>(なしという声)</p>

議長	それでは、令和2年度第10回総会を終了させていただきます。(午後2時39分)
----	--

以上、会議の顛末を記載し、その相違ない旨を証するため、ここに署名する。

令和2年12月4日

議長
(道下 和子) _____

12番委員
(竹森 達) _____

13番委員
(明賀 美伸) _____